

わが国で、学術関係国際会議を開催し、一方、海外で開かれる多くの会議へ参加することによって、わが国の科学者が、人類共通の資産である科学の建設に正当な貢献をなし、ともに研究上の利益を享受することを可能ならしめることは、まさに国の負うべき重要な任務である。

わが国での国費による学術関係国際会議の開催と、海外で開催される学術関係国際会議への国費による代表科学者の派遣は、もつぱら日本学術会議を通じて行われている。しかし、現状においては、その国費予算および事務局陣容は、この任務を遂行するためには、はなはだ不十分である。この規模を格段に拡大し、国際学術交流の世界的進展に応じるよう適切な措置を講じなければ、わが国の学問の進歩は著しく阻害されるおそれがある。

よつて政府は、日本学術会議の意見にもとづき検討の上、わが国の国際学術交流の発展をはかられるよう強く要望する。

6-18

庶発第516号 昭和39年7月16日

人事院 総裁
文部大臣 殿
大蔵大臣
科学技術庁長官

日本学術会議 会長 朝永 振一郎
写送付先：衆参両院文教委員会委員長、衆議院科学
技術振興対策特別委員会委員長、科学技
術会議議長、国立大学協会会長、各省直轄
研究所長連絡協議会会長、日本私立大学
連盟、日本私立大学協会会長、日本私立短
期大学協会会長

科学者の待遇改善について

科学者の待遇改善については、本会議は、別記に示すとおり、これまでにもしばしば政府に勧告してきており、関係省庁においても、その実現方に努力を払っていただいているところであります。

このたび、国立大学協会が昭和39年6月、総会において決議した「国立大学教官の給与改善に関する意見」は、本会議の今日までの科学者の待遇に関する勧告の主旨と、その給与水準に関しては多少差異がありますが、基本的な考え方は同じであると考えますので、国立大学教官の待遇について、この際、上記決議の主旨に沿い、その根本的改善を図られるようお願いします。

なお、この機会に、本会議が従来勧告してきた科学者全般の待遇改善についても、併せて考慮されるよう、重ねて要望いたします。

別記

- | | |
|------------------------|------------|
| 1. 特殊技術者の待遇改善について（申入れ） | 25. 1.23付 |
| 2. " (") | 25. 7.29 " |
| 3. 科学者の生活擁護について (") | 25.10.17 " |

- | | |
|---|-----------------|
| 4. 科学者技術者の優遇について (") | 3 2. 5. 4付 |
| 5. " (") | 3 2. 7. 3 " |
| 6. 大学教官の待遇改善について (勸告) | 3 3. 1 2. 3 " |
| 7. " (") | 3 4. 5. 1 " |
| 8. 科学者の待遇改善について (") | 3 4. 1 1. 1 9 " |
| 9. 研究に従事する国家公務員の待遇改善について(勸告) | 3 4. 8. 9 " |
| 1 0. 研究公務員の待遇について (要 望) | 3 2. 1. 2 6 " |
| 1 1. 研究に従事する公務員の俸給表の適用について(要 望) | 3 2. 1 0. 2 8 " |
| 1 2. 地方における研究公務員に対する研究職俸給表の作成について
(") | 3 2. 1 0. 8 " |
| 1 3. 大学院修士課程、博士課程所要課目単位修得者の国公立研究機
関における待遇について (勸告) | 3 3. 1 0. 3 1 " |
| 1 4. 国立大学教官および国立研究機関の研究者の待遇改善について
(") | 3 5. 7. 4 " |
| 1 5. 国立大学の大学院担当の教官に対する特別手当の支給について
(") | 3 5. 7. 6 " |
| 1 6. 科学者の待遇改善について (勸告) | 3 8. 5. 1 1 " |

6-19

庶発第 4 3 9 号 昭和 3 9 年 7 月 2 5 日

臨時行政調査会会長 佐藤 喜一郎 殿

日本学術会議会長 朝 永 振一郎

臨時行政調査会科学技術班による
「科学技術行政の改革に関する意見案」
に対する意見について

標記のことについて、別紙のとおり意見を提出いたします。

<別紙> 「科学技術行政の改革に関する意見案」について

1. 科学研究の在り方について

臨時行政調査会の科学技術行政に関する最終案は、科学技術が「人類文化の増進と世界平和の確立に奉仕すべき基本的使命」をもっており、近代における社会的経済的活動の発展は科学技術の進歩に負うところが極めて多い、そして、科学技術行政の在り方について種々の意見を開陳している。しかし、科学技術行政は科学研究の在り方とは独立ではあり得ない。意見案に示された科学研究の本来の在り方についての理解の仕方には疑問がある。

本来、人類文化の増進に貢献しうる科学は、自然科学の領域においてであれ、人文、社会科学の領域においてであれ、科学者の学問的良心、即ち、科学者自身の真理に対する内面的自主性に基づいてなされるべきものである。したがって「意見案」にいうように一面的に高度成長や開放経済など当面の要請にのみ即応させようとするのは、決して正しい態度とはいえない。このような「意見